

一般社団法人日本医療情報学会
顕彰規程

(設置)

第1条 本法人に日本医療情報学会賞（以下、学会賞という）を設ける。

(目的)

第2条 学会賞は、本法人が関与する情報技術および産業の分野において、学問技術の発展に貢献するところが大きいと認められる学問的あるいは技術的業績をあげた者を顕彰し、もってこれらの分野における学問技術の研究を奨励し、その発展を図ることを目的とする。

(学会賞の種類)

第3条 学会賞は次の3種とする。

1. 学会功労賞
2. 学術論文賞
3. 学術奨励賞

(候補の募集と審査)

第4条 学会賞を選考するために、選考委員会を設ける。選考委員会は、それぞれの規則に従って本法人が募集した候補の審査を行う。

(学会賞の決定)

第5条 学会賞は、選考委員会から代表理事（理事長）への報告に基づき理事会が決定する。

(学会賞の贈呈)

第6条 学会賞の贈呈は、毎年度会員が多く会合するときに行い、その経過を学会機関誌「医療情報学」に発表する。各賞における会員資格の有無は該当する賞の贈呈時での資格とする。

(学会功労賞)

第7条 学会功労賞は、偉業を称えるとともに、本法人分野の発展への継続的な貢献を広く奨励することを目的とし、本法人が関与する分野において、科学技術の進歩、産業の発展、もしくは教育・啓蒙に関し特別の功労があり、その功績がとくに顕著な者を顕彰する。

(学術論文賞)

第8条 学術論文賞は、本法人分野の発展への貢献を奨励することを目的とし、本法人が関与する科学技術の分野において、学問技術の発展に寄与するところが大きい論文の著者を顕彰する。

(学術奨励賞)

第9条 学術奨励賞は、本法人分野の発展への将来の貢献を奨励することを目的とし、本法人が主催する大会などで優れた内容の研究報告を行った者を顕彰する。

(運用細則の制定)

第10条 本規程の運用に必要な細則は、別に定める。

(附 則)

附則1 本規則は、平成17年6月3日に定め、同日より施行する。

2 本規則は、平成22年5月24日に改定し、同日より施行する。

3 本規則は、平成27年10月19日に改定し、同日より施行する。

4 本規則は、平成29年9月22日に改定し、同日より施行する。